

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月29日 15時00分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港第2船だまり 花咲港南防波堤灯台から真方位307°695m付近 (概位 北緯43°17.0′ 東経145°34.1′)
事故の概要	漁船第五十三富貴丸は、着岸作業中、無人で係留中の港湾業務艇ふように衝突した。
事故調査の経過	令和3年10月13日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 港湾業務艇 ふよう、10トン 210-51399北海道、国土交通省 B 漁船 第五十三富貴丸、4.9トン HK3-101468（漁船登録番号）、個人所有 第200-41365号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部の手すりに破損 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、‘花咲港第2船だまりの南西側の岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に船首を南南東方に向け、右舷着けで無人で係留中、B 船が衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、漁を終えて、本件岸壁に右舷着けでA 船の船尾方に着岸する目的で、船長Bが、操舵室で立った姿勢で操船に当たり、‘ポータブル式のダイヤルリモコン’（以下「本件リモコン」という。）を操作し、本件岸壁に接近した。 B 船は、船長Bが、本件リモコンが不調でダイヤル操作で主機を中立運転とすることができなかつたので、舵輪の右側に配置された主機リモコンレバーによる操縦に切り換えて後進運転としたが、前進行きあしが止まらず、B 船の左舷船首部がA 船の右舷船尾部に衝突した。 船長Bは、令和3年8月ごろ、本件リモコンの不調を経験していた。 船長Bは、着岸作業を開始する前に本件リモコンの動作確認を行ったので、問題ないと思い、着岸作業を続けた。 船長Bは、本事故後、機関修理業者の担当者から、本件リモコンの

	不調が電気系統の不良によるものだと聞いた。
<b>分析</b>	<p>A船は、本件岸壁に無人で係留中、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、着岸作業中、船長Bが、以前に本件リモコンの不調を経験していたものの、着岸作業を開始する前に本件リモコンの動作確認を行って問題ないと思い、着岸作業を続けたことから、本件リモコンの不調が生じた際、主機リモコンレバーによる操縦に切り換えて後進運転としたが、前進行きあしが止まらず、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が係留中、B船が着岸作業中、船長Bが、以前に本件リモコンの不調を経験していたものの、着岸作業を開始する前に本件リモコンの動作確認を行って問題ないと思い、着岸作業を続けたため、本件リモコンの不調が生じた際、主機リモコンレバーによる操縦に切り換えて後進運転としたが、前進行きあしが止まらず、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶所有者は、主機遠隔操縦装置に不調があった場合、直ちに機関修理業者に点検を依頼することが望ましい。</li> </ul>